

在宅医療用ポータブル医療機器貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大分市連合医師会（以下「医師会」という。）が所有する在宅医療用ポータブル医療機器を貸し出すことにより、在宅医療の一層の推進に資することを目的とする。

(貸出機器及び使用料)

第2条 貸出機器は、別表に規定する物品とする。

2 前項の機器の使用料は、無料とする。

(貸出対象)

第3条 機器の貸出しを受けることができる対象は、次のとおりとする。

- (1) 医師会会員
- (2) その他医師会会長が認める者

(貸出方法)

第4条 機器の貸出しを受けようとする者は、在宅医療用ポータブル医療機器貸出申請書を会長宛に提出しなければならない。

(貸出条件)

第5条 次の条件をすべて満たす場合に機器の貸出しを行うものとする。

- (1) 借り受けた機器に破損等がないように適切に使用すること。
- (2) 貸出期間は、原則として、貸出日から起算して3日以内とし、貸出期限の日が医師会事務局の休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）を返却日とする。ただし、連続して使用する必要が生じ、これを会長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 貸出機器は医師会事務局に配置し、搬出及び搬入は貸出しを受ける医療機関が行うものとする。
- (4) 貸出機器は、転貸しないこと。

(機器の毀損又は紛失)

第6条 貸出しを受けた機器を故意又は重大な過失により、毀損又は紛失した場合は、借受人の責任により修繕又は弁償するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

品 目	貸 出 台 数
タブレット超音波診断装置	1 台